



2023年10月25日

各 位

会 社 名 a n d f a c t o r y 株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 青木 倫治
(コード番号：7035 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役 蓮見 朋樹
TEL. 03-6712-7646

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年11月28日開催予定の第9回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

2023年8月31日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第9回定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすること等を目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年11月28日(予定)
定 款 変 更 の 効 力 発 生 日	2023年11月28日(予定)

以 上

【別紙】定款変更の内容

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に執り行わせ、当社において取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は<u>取締役会から委任を受けた取締役の決定</u>によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に執り行わせ、当社において取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会又は取締役会から委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基 準 日)</p> <p>第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p>	<p>(基 準 日)</p> <p>第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議又は<u>取締役会から委任を受けた取締役の決定</u>によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。) は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規程) 第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程) 第29条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。_)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>
<p>(取締役の責任限定契約) 第31条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任限定契約) 第32条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (<u>監査役及び監査役会の設置</u>) 第32条 当社は<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>監査等委員会の設置</u>) 第33条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の員数)</p> <p>第33条 当社の監査役は、10名以内とする。</p>	(削除)
<p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役会</u>の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p>第38条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第39条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第41条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役の実任免除</u>)</p> <p>第42条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第43条 当社は、会社法第427条第1項の <u>規定により、監査役との間に、任 務を怠ったことによる損害賠償責 任を限定する契約を締結すること ができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく責任の 限度額は、法令が規定する最低責 任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第44条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第40条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(会計監査人の報酬等) 第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計 算 第48条～第51条 (条文省略)	第7章 計 算 第42条～第45条 (現行どおり)
(新設)	(附則) 1 <u>当社は、第9回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>第9回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第43条の定めるところによる。</u>